

**配偶者を扶養申請する場合に必要な添付書類 (送付票)**  
 (手当申請と地共済への申請を同時に行う場合、地共済への提出書類は省略可)

提出書類の口にチェック  し、申請者情報を記入の上、提出書類とあわせて総務サービス課へお送りください。  
 (注) アルバイトを行うようになる等、収入状況に変更があった場合は、取消申請が必要となる場合がありますので、必ず総務サービス課へ御相談ください。

提出書類 (必須)	様式
<input type="checkbox"/> ① 扶養に関する申立書 (指定様式)	<a href="#">申立書</a>
<input type="checkbox"/> ② <b>3ヶ月以内に発行の住民票【原本】</b> (配偶者記載・続柄記載・個人番号省略) ※世帯分離又は別居されている場合は、 <b>戸籍謄本【原本】</b> も併せて提出	
<input type="checkbox"/> ③ <b>市町村長が発行する配偶者の令和5年度所得(課税)証明書【原本】</b> ※取得できる最新のもの ※収入が0円の場合、「0円」と記載されたものを提出	
<input type="checkbox"/> ④ <b>健康保険資格喪失証明書【原本】</b> ※国民健康保険に加入している場合は「被保険者証 (健康保険証)」の写し ※手当申請には添付不要	
<input type="checkbox"/> ⑤ <b>国民年金第3号被保険者関係届 (指定様式)</b> <input type="checkbox"/> <b>配偶者の基礎年金番号が確認できる書類</b> (年金手帳、ねんきん定期便等の写し) ※配偶者が20歳以上60歳未満の場合のみ提出。手当申請には添付不要。	<a href="#">3号関係届</a> (地共済 HP)

**以下に該当する場合は、上記に加えて下記書類の提出が必要です。必ずご確認ください。**

<該当する方のみ>	様式
<input type="checkbox"/> ⑥ アルバイト、パート等の給与収入がある場合は、雇用条件の記載がある雇用契約書 等 ※雇用契約書等で収入金額が確認できない場合は、直近3か月の給与明細の写し 等	
<input type="checkbox"/> ⑦ 年金収入がある場合は、直近の年金額改定通知書、年金証書[写し] 等	
<input type="checkbox"/> ⑧ ⑥⑦以外の収入がある場合は、収入の内容が確認できる書類 等	
<input type="checkbox"/> ⑨ 雇用保険受給待機期間中/受給中 (日額限度額未滿) / 1年以内に受給終了又は放棄した場合は <b>雇用保険受給資格者証 (第1面~第4面の写し)</b> ※「雇用保険待機中」の場合、雇用保険受給資格者証が発行されるまでの間、 離職票1・2[写し]で一時的に代替可 ※「雇用保険受給終了」の場合、受給終了日が確認できるもの ※「雇用保険放棄」の場合、離職票1・2の原本	
<input type="checkbox"/> ⑩ 育児休業取得中の配偶者を申請する場合、 <b>育児休業の取得が確認できる書類</b> ※配偶者が大阪府職員で小・中・高校、警察以外に所属する場合は省略可 <input type="checkbox"/> <b>育児休業中に支給される手当金 (給付金) 等の額が確認できる書類</b>	

**★上記の他、状況に応じて、確認のため追加書類の提出を求める場合があります。予めご了承ください。**

<b>申請者情報</b>	申請の有・無に○を記入	扶養手当申請 (有・無)	地共済申請 (有・無)	
	電子申請日	年 月 日	年 月 日	
	所属		職員番号	
	氏名		連絡先(内線)	